

「米沢市立六郷小学校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童に関係する問題であることから、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めなければならない。

さらに、いじめを受けた児童の生命や心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

このため、米沢市立六郷小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）は、国において制定・策定された、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）及びいじめ防止基本方針（平成 25 年 10 月 11 日策定、平成 29 年 3 月 14 日最終改定、以下「基本方針」という）、山形県いじめ防止基本方針（平成 29 年 11 月改定、以下「県基本方針」という）、米沢市いじめ防止基本方針（平成 30 年 5 月 24 日策定、以下「市基本方針」という）を踏まえ、市、市教育委員会、家庭、地域住民、その他の機関及び関係者との連携を図りながら、より実効的に進めるために、いじめ問題の克服に向けた取り組みを定めるものである。

第 1 章 いじめ問題に対する基本的な考え方

1 目 的

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

このため、学校基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などについて、市・教育委員会・家庭・地域・関係機関が連携を図りながら、より実効的に進めるための取組を定めることを目的とする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、

いじめられた児童の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

なお、インターネット上で悪口を書かれていても、当該児童がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

＜いじめの態様＞

- ① ひやかしやからかい。悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品を要求される。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 関係者の責務や役割

(1) 学校及び教職員の責務

- ① 市基本方針に基づき学校基本方針を策定し、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- ② 児童の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、及び事案対処に組織的に取り組む。
- ③ いじめられた児童を徹底して守り通すとともに、早期解決のため、組織的に適切かつ迅速に対処する。
- ④ 教職員は、いじめ問題に対して次のような基本認識を持つ。
 - ア 「いじめは絶対に許さない。」「いじめは卑怯な行為である。」「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる。」との共通認識を持つ。
 - イ いじめの定義の共通認識をしっかりと行う。
 - ウ いじめの態様についての共通認識をしっかりと行う。
 - エ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。
- ⑤ いじめ問題に対処するために家庭や地域と緊密な連携協力を図っていく。
 - ア 学級懇談会、家庭訪問、学級だより、学校ホームページ等を通じて「学校基本方針」についての理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性について認識を広めていく。
 - イ 学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめ問題について、協議する機会を

設け、地域と連携した対策を講じる。

(2) 保護者の責務

- ① 子の教育について第一義的な責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- ② 子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③ 子がいじめの加害者になったときは、いじめ行為を行わないよう指導する。
- ④ 学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

(3) 地域住民の責務

- ① 地域ぐるみで児童を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ② いじめを発見した場合等には、学校、関係団体に速やか通報するよう努める。
- ③ 学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

4 いじめ問題等への組織的対応

(1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「学校いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」という）を置く。

- 校内職員：校長、教頭、教務主任、該当担任、生徒指導主任、養護教諭
- 校外関係者：学校評議員、地区民生委員、学校医

(2) 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取組を行う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等
ア いじめを正しく理解し、対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会の設定
イ 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高めるための児童が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることのできる機会の提供
- ② いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。（教頭、教育相談担当）
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに関する情報があつた時には、緊急に会議を開き（学年主任会）いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応

5 関係機関との連携

(1) 教育委員会、警察、児童相談所、医療機関、法務局との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう、関係行政機関との連携の強化、その他必要な体制の整備を図る。

いじめ問題への対応においては、例えば、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることができない場合などには、米沢市教育委員会、地元警察署、児童相談所、医療機関、法務局等と適切に連携を図る。また、学校警察連絡協議会等を通じ、平素から、関係機関の担当者同士の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは学校警察連絡制度を活用し、地元警察署に通報する。

教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図った

り、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童・保護者へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

(2) 家庭・地域との連携

連携にあたっては、ホームページに学校基本方針の掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、学級懇談会、家庭訪問、学級だより等を通じて、「学校基本方針」について理解を得、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。

また、学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

第2章 いじめ防止などのための対策

1 未然防止の取組

(1) 教職員による指導について

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ② 児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ③ 常日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて認識を共有する手段を講ずる。
- ④ 学び合いを通して、学びを深める授業づくりにつとめ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないようにする。
- ⑤ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑥ 下記のような教育的諸問題から、特に配慮が必要な児童については、組織として日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。
 - ア 発達障害を含む障害のある児童
 - イ 海外から帰国した児童や外国人の児童
 - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - エ 被災児童等

(2) 児童に培う力とその取組

① 児童に培う力

- ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ウ 児童が他者と円滑なコミュニケーションを図る能力
(自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力を育てる。)
- エ ストレスに適切に対処できる力
(ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書な

どで発散したり、だれかに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。)

オ 自己有用感や自己肯定感

② その取組

ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進。

・たてわり班活動 ・全校ボラアンティア ・六郷豊饒プラン
・六郷プロジェクト ・修学旅行 ・あいさつ運動, 親切いっぱい運動など

イ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくり

ウ 一人一人が活躍できる集団づくり (学級経営の充実)

エ 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じることのできる機会

オ 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して、困難な状況を乗り越えるような体験の機会。

カ 社会参画活動の推進 (地域の行事への参加)

(3) 児童の主体的な取組

① 児童会によるあいさつ運動や、親切いっぱい運動等、児童自らが他人のことを考え思いやりの心を持つことができるような活動を推進していく。

② 「いじめられる側にも問題がある」「大人にいつけることは卑怯である」「いじめをみているだけなら問題はない」などの考えは誤りであることや、些細な嫌がらせやいじわるであっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは深刻な精神的危害になることを学ばせる。

(4) 家庭・地域との連携

① 学級懇談会、家庭訪問、学級だより、学校HP等を通じて「学校基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。

② 学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

2 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

① いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることを認識し、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築などに努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。

② いじめアンケートや心の相談(年2回)、アセスの実施などで短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。

③ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、生活カード等教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

- ④ 一見けんかやふざけ合いに見えるかかわり合いでも、児童の感じる被害性に着目して、該当するか否かを判断する。
- ⑤ 好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまう場合もいじめに該当する。その場合「いじめ」という言葉を使わずに、柔軟に対応することも考えられる。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 児童や保護者の悩みを積極的に受け止めているか、定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 教育相談などで得た個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ③ 児童に対して多忙さやイライラした態度を見せ続けることは避ける。
- ④ 児童の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず、真摯に対応しなかったりすることは絶対にしない。

(3) 地域や家庭との連携について 等

より多くの大人が子供の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) いじめ対応の基本的な流れ

日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめの防止等の対策のための組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、①指導体制・方針、②当該いじめにかかわる児童に対する具体的な指導・支援等の対応、③保護者との連携の在り方、④今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、当該いじめに関わる児童の保護者に連絡する。

(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には特定の教職員が抱えこまず、速やかに校内のいじめの防止等の対策のための組織に報告し組織的に対応する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一とし、速やかにいじめの正確な事実確認や情報共有をするとともに、校長のリーダーシップのもと指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う際、いじめを受けた児童にも責任があるという考え方があってはならない。「あなたが悪いのではない。」ということをはっきりと伝え、いじめを受けた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

(3) いじめを認知した場合の対応

- ① いじめを受けた児童及びその保護者への対応
 - ア いじめを認知した際の対応
 - いじめを認知した際には、家庭訪問等により迅速に保護者へ事実関係を伝え

る。いじめを受けた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力のもと当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。

イ いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童を別室において指導するなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得る。

② いじめを行った児童及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを行った児童に対して教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、いじめを行った児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめにはさまざまな要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめを行った児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、出席停止制度の活用について米沢市教育委員会と協議する。

③ 集団へのはたらきかけ

ア いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう

に指導する。

イ いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

④ いじめの「解消」の考え方

いじめが解消している状態は次の条件が満たされているものとし、解消に至るまではいじめを受けた児童を守り通し、その安全・安心を確保する。

<いじめが解消している状態>

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

○ いじめを受けた児童が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

⑤ 学校と保護者が連携した指導支援

児童への指導支援の方針を保護者と共有し、連携した取組を行う。家庭においては、学校の教育方針を理解することや子どもとのコミュニケーションを深めるよう努め、家庭教育が効果的に行われるよう努める。

⑥ 継続した指導体制の確立

いじめの解決は、いじめを行った児童によるいじめを受けた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめを受けた児童といじめを行った児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。このため、いじめの防止等の対策のための組織において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

第3章 インターネット上のいじめへの対応

1 インターネット上のいじめの実態

(1) インターネット上のいじめの特徴

インターネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム

機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

インターネット上のいじめには、次のような特徴がある。

- ① 不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。

このようなインターネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもインターネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行う必要がある。

(2) インターネット上のいじめの類型

インターネット上のいじめには様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際のインターネット上のいじめは、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

- ① 掲示板・ブログ等でのネット上のいじめ
 - ア 掲示板・ブログ等への誹謗・中傷の書き込み
 - イ 掲示板・ブログ等へ個人情報を無断で掲載
 - ウ 特定の児童になりすましてインターネット上で活動を行う
- ② メールでのネット上のいじめ
 - ア メールを用いた特定の児童 に対する誹謗・中傷
 - イ 複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）による悪口や誹謗・中傷
 - ウ 第三者になりすまして送るメール（なりすましメール）による誹謗・中傷
- ③ SNSを利用したネット上のいじめ

スマートフォン等の普及に伴い、児童の間にもSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）が急速に広まっている。最近の事例ではSNSを介して誹謗・中傷の書き込みを行うことや画像や動画の送信からトラブルに発展するケースが発生している。また、SNSのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなどのやり方で、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行うなど、新たな形態のいじめが生じている。
- ④ その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込み、画像の投稿等がある。掲載された個人情報は、情報の加工が容易にできることから、さらに誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。今後もネット上のいじめは、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新

たな形態のいじめが生じることが考えられる。

2 インターネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル教育の徹底と教員の指導力の向上

I T機器の積極的な活用と同時に、インターネット上のいじめを予防するとともにインターネット上のトラブルに巻き込まれることを防止するために、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行う。情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルを取り扱う。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向け Web サイト、e-ネットキャラバン等を有効に活用する。情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネット等に関する知識やインターネット上のいじめの実態を理解し、児童への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

インターネット上のいじめは、今後、新たな態様が発生することも考えられるため、常に最新の動向の把握に努めることとする。

(2) 家庭・地域、P T Aとの連携

インターネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行う必要がある。

児童の I T機器の使用状況を把握し、保護者に対して児童のインターネット利用の実態を周知し、それに伴う危険性等について啓発する。併せて、保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童のインターネット利用状況等について情報提供を行い、家庭・地域と連携してインターネット上のいじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取組を推進する。

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等から、インターネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努める。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくこと等についてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、児童がインターネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう指導する。

P T Aにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを実施し広報紙により啓発する等の活動を通じて、インターネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進するよう努める。

3 早期発見・早期対応

(1) 早期発見の取組

① インターネット上のいじめの芽に気づく努力

インターネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがインターネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽を見逃さないようする。

② インターネット上のいじめについての相談体制の整備

インターネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、インターネットを利用している児童が、自分自身もしくは身近な友達へのインターネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておく。

また、教育委員会や各種機関における相談窓口や、県教育センター、置賜教育事務所の相談ダイヤル等の周知に努める。

③ その他

児童が悩みを抱え込まないように、法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。パスワード付きサイトやSNS、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(2) 早期対応の取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会と連携の上、直ちに米沢警察署に通報し、適切な援助を求める。

第4章 教育的諸課題から配慮すべき児童の対応

1 発達障がいを含む障がいのある児童

発達障がいを含む障がいのある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導および必要な支援を行うことが必要である。

特に障がいの特性から、自分がいじめられていると認識できない児童もいることから、いじめの定義にとらわれず、適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの児童が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の、教職員の何気ない言動が、当該児童にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。その児童の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮していく。

2 海外から帰国した児童や外国人の児童

海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の違いから学校での学びにおいて困難を抱える場合が多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な

支援を行っていく。

当該児童に対する支援を行うにあたっては、教師を初めとする大人が、当該児童を理解し尊重することが大切である。さらに、当該児童の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の児童が当該児童に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけとすることも大切な視点である。

3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から児童理解の視点を大切にし、様々な資料等（例：「性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）：文部科学省」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解をすることが大切である。

第5章 重大事態への対応

1 基本的な対応の構造

- (1) 重大事態が発生した際は、直ちに教育委員会を通じて市長に報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに米沢警察署に通報する。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。この調査を行う主体や調査組織については、教育委員会の判断に応じ、調査を行う際は、教育委員会から必要な指導及び支援に沿って行う。
- (3) 上記(2)の調査を行うにあたっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (4) 当該児童及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。

＜重大事態への対応の基本的な姿勢＞

- いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- 児童・保護者を含め学校全体の問題であると認識し、予断を許さず客観的な事実関係の詳細を明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

2 重大事態への対応

- (1) 重大事態の発生と調査
 - ① 重大事態に該当する状況
 - ア いじめにより、当該児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

と認めるとき。

イ いじめにより、当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「相当の期間」については年間30日を目安とする。ただし、30日に達していない場合でも、いじめが関係することが考えられ、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、教育委員会の指示を仰ぎ迅速に対応する。

＜「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると考えられるケース＞

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより転学を余儀なくされた場合等

ウ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、重大事態が発生したもとして報告・調査等にあたる。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告するものとする。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに米沢警察署に通報する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

法28条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校が調査の主体になった場合、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会に調査を依頼する。学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会から必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を仰ぐ。

④ 調査を行うための組織

発生した事案が重大事態であると判断した場合は、いじめの防止等の対策のための組織等を母体として、適切な専門家を加えて調査を実施する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、だれから行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

(2) 調査結果の提供および報告

① いじめを受けた児童、その保護者に対する適切な情報提供の責任

いじめを受けた児童やその保護者に対して必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。

② 調査結果の報告

調査結果は教育委員会を通じて市長に報告する。また、調査の報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮

する。

第6章 点検・評価と不断の見直し

1 点検・評価

学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめへの対処方針や指導計画が明確になっているか、情報が共有され組織的に迅速に対応する体制が整備されているかなどの観点から評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むことを重視する。

人事評価においていじめ問題に関する目標設定をする場合は、児童理解の取組や問題発生時の組織的な対応をしているかなどについて評価する。

2 学校基本方針の見直し

法の施行状況や国、県、市の基本方針の変更等を勘案し、基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて措置を講じる。